

JP-DRP の多言語化及び WIPO との提携などについての今回の論点

(資料 2-2 を参考として検討することを想定)

1. 手続言語の決定のプロセスの明確化について

- ・規則化するかパネリストの裁量によるか
- ・規則化するのであれば、手続規則に記載するか補則に記載するか WEB ページに何らかの記載をするか
(制度の内容を決定して、制度変更内容により、規則変更か補則に記載するかなどを決定する)
- ・UDRP やグローバルな一般的な形から離れないことを優先するか
- ・具体的な規則変更 A 案、B 案に関する検討
- ・事務局、事件管理者が実質的に決定することについて
- ・原則日本語による日本人の登録者の申立てにおけるメリットの担保について
- ・1 事案のみの現状で規則化することの是非 (1 事案では想定できない課題があるのでは)

2. (英語以外の) 多言語化への対応について

- ・多言語化の必要性について
- ・多言語化するための方法論について
- ・多言語化を可能とするタイミングについて

以上